

保険かわら版

新型コロナワクチン接種 保険診療Q & A

新型コロナのワクチン接種と保険診療の関係について、6月17日付厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その49)」で示されたので紹介する。

Q1: 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するに当たり、保険医療機関において、予診(予防接種実施規則第4条に規定する「問診、検温及び診察」をいう。以下同じ)を行った場合、当該予診を実施したことに対して、初診料、再診料、外来診療料等の診療報酬を算定することはできるか。

A1: 算定不可。

Q2: 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、予防接種の実施後に当該保険医療機関において健康状態を観察している間に、何らかの症状が発生し、それに対する診療を行った場合、初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目に

ついて算定することはできるか。

A2: 初診料、再診料又は外来診療料については、算定不可。なお、処置、検査又は投薬等に対応する項目については、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

Q3: 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を保険医療機関で実施した場合であって、実施した日と同日に、予防接種を実施した保険医療機関において別の傷病に対して予防接種(予診及び健康状態の観察を含む)の前又は後に診療を行ったときには、当該診療行為について初診料、再診料又は外来診療料を算定することはできるか。また、その際、処置、検査又は投薬等の診療を実施した場合において、それぞれに対応する項目について算定することはできるか。

A3: 算定可。なお、初診料、再診料又は外来診療料以外の項目についても、それぞれ算定要件を満たした場合には算定できる。

Q4: 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(3.1版)」(令和3年6月4日改訂)において、在宅療養患者等への接種については、「接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観

察するほか、家族や知人、利用しているサービス(訪問介護、訪問看護等)等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる」とされているが、訪問看護ステーションの看護師等が主治医から交付を受けた訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書に基づき実施される訪問看護サービスの提供を行うこととあわせ、新型コロナワクチン接種後の経過観察を行

う場合においては、通常どおり、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費は算定可能か。

A4: 算定可。

Q5: Q4において、予め訪問看護計画に位置づけられたサービスの日時を新型コロナワクチン接種の日時に合わせる等の変更を行うことは可能か。

A5: 可能。なお、その場合、日時等の変更を行う旨、訪問看護計画書に記載し、事前に利用者又はその家族に説明を行うこと。

5月～6月にかけて行われましたグループ保険及び保険医年金の普及キャンペーンでは、多くのお申込を頂きありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

県保険医協会運営のグループ保険については、キャンペーン期間中にお申出がなかったご加入者につきましては、そのまま2021年8月1日で自動更新となります。また、66歳ランクに移行した関係での自動減額や年齢による制度脱退、お申出による増額・減額・脱退をされた方につ

いては、7月26日(8月分)の保険料引落より変更がございますのでご確認をお願い致します。

保険医年金につきましては9月1日が加入日となり、「月払」の初回掛金は8月26日(9月分)からご指定の口座より引落とりますが、「一時払」については、先生からお振込いただくものとなっております。8月初旬に大樹生命より別途通知がございますので、8月20日までに協会指定口座へお振込下さいませようお願い致します。



ご加入の共済制度の死亡受取人等のご確認をお願いします

現在ご加入いただいているグループ保険、保険医年金、休業保障などについて、ご加入時にご指定いただいている死亡保険金等受取人の方が死亡等によりいない場合は、制度によっては法定相続人である証明書類や、法定相続人全員分の押印を集めるなど非常に手続きが煩雑になる場合がございます。

つきましては、死亡保険金等受取人の方がお亡くなりになられた時等は、すみやかに県保険医協会までご連絡いただき、新しい受取人への変更手続きをお願い致します。

なお、現在の受取人を確認する場合やその他加入状況についてのお問合せは県保険医協会までご連絡をお願い致します。

活動日誌

- 5/23 福祉医療給付制度の改善をすすめる会総会、保団連理事会
- 5/26 「今こそ国による子ども医療費無料制度を！」国会内集会
- 6/3 北信越ブロック事務局長会議、初夏の歯科総行動集会
- 6/4 福祉医療給付制度の改善をすすめる会、社保協事務局会議、社保小委員会
- 6/6 公費の手引編集会議
- 6/8 歯科部会
- 6/10 北信越ブロック歯科厚労省交渉、保団連歯科理事会議
- 6/11 社保協国保部会、運営委員会
- 6/13 長野県歯科技工士会との懇談
- 6/15 保険でより良い歯科医療を長野連絡会事務局会議
- 6/20 パート・有期法セミナー
- 6/22 理事会

長野県保険医協会の会員数

1,332名(医科739名、歯科593名)
6月1日現在

理事会便り

5/25 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30～21:20 出席役員：宮沢会長、市川、奥山、林、八重樫各副会長、池上、布山、三田、山崎、米田各理事、議長：奥山副会長

■報告・承認事項

- 4月度理事会の議事要録、4～5月会務報告、2月、3月度会計報告、事務局夏季賞与を承認した。
- 歯科技工所アンケートの記者会見、6月の長野県歯科技工士会との懇談について補足報告の上、会務報告を承認。
- クイズキャンペーン当選結果を報告。
- 「レセプト記載要領コード化の影響について」アンケートの実施について保団連からの依頼を受け、医科開業医会員に新聞折込で協力する。

■協議事項

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や遡及、移動等を除く)を紹介する。5/1～5/31間は医科1件、歯科1件。(氏名敬称略)

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
いわさ眼科クリニック	眼	386-0025	上田市天神3丁目5-1アリオ上田2階	0268-71-6405	岩佐 芳夫	1	無	令和3年6月1日
秋山歯科医院	歯 小歯	392-0002	諏訪市湯の脇1-11-9	0266-58-5271	秋山 清	1	無	令和3年6月1日

※1 診療科名は略記載。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。